

ID: 195

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市特定公共物管理条例 第16条		
例 規 番 号	平成14年条例第11号		
【根拠条文】 (監督処分) 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定に基づいてした許可の取消し、変更、効力の停止若しくは新たな条件の付加をし、又は工作物の改築、移転、除却、工事その他の行為をし、若しくは工作物により生ずべき障害を除去し、若しくは防止するために必要な施設の設置その他の措置を講じること若しくは特定公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) 占用等の許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により第5条第1項の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者等に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を講ずることを命ずることができる。 (1) 国等が特定公共物に関する工事を施行するため、やむを得ない必要が生じたとき。 (2) 占用者等以外の者に工事その他の行為を許可する公益上の必要が生じたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、特定公共物の管理又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日